

## 平成17年度(福)ふじみ野福祉事業計画

介護保険制度が創設されて5年を経過し、5年ごとの見直しに伴い、平成17年度予算国会において、介護保険法の改正が審議されています。

今回の改正にあたり、高齢化の進行と利用者増に伴うサービス給付費の増加という財政上の問題があり、身近な問題として、施設利用者の光熱費を含む居住費や食事費が自己負担になります。要介護区分の変更により要支援及び介護度の人は、デイサービス及びホームヘルパー利用回数が減少する可能性があります。65歳以上の方の保険料の値上げ等が予想されています。今後、国会の動向を注意しながら、効率的な施設運営と質の高いサービス提供の確保に努めます。また、開所3年目になる当施設のサービス提供について、利用者、利用者のご家族及びオンブズマン等の意見を徴収し、初心に振り返り個々の利用者に対応したサービス向上へ努めます。

各課の事業計画は、次の通りです。

### 管理課

#### 1 事務の効率化

- (1) コンピューターネットワークを有効に利用した介護報酬事務と会計事務の効率化のため、昨年12月より埼玉りそな銀行のパソコンによる資金管理サービスを利用して、事務の効率化に努力しています。また、利用者等のご協力を得て、利用料徴収業務を振込料の安い郵便局の活用を一層促進していきます。
- (2) 会議・委員会を毎月開催し、職員の連携を密にし、サービスの向上に努めます。委員会の運営は職員の自主性を活かせる運営に努めます  
定例会議、委員会は次の通り  
定例会議 課長会議 主任会議 リーダー会議 フロア会議  
          デイフロア会議  
委員会 安全 食事 入浴 排泄 整容 広報 衛生
- (3) イン트라ネットを活用し、定例会議、行事、報告関係等を各担当職員が早期に入力し、全職員が施設内のどのパソコンからアクセスすることによって早期に相互の情報把握することにより、他職種、他課との連携を深め、サービスの向上に役立てるようにします。

#### 2 施設管理の効率化

建物管理、保守点検は施設管理の専門業者に委託していますが、建物管理者、保守点検責任者、車輜管理者を配置して、建物のメンテナンスの実施体制及び緊急の体制を整備します。

責任者は業者による定期点検に踏まえて、設備の劣化を防ぎ、清潔な環境を維持するために、日常清掃、設備、車輜の点検を行います。

#### 3 職員研修の充実・地域交流

- (1) 職員の資質の向上及び高齢福祉などの情報収集のために、施設外研修については、関係団体が主催する研修会に参加し、報告を施設内に周知し、職員の資質向上に努めます。施設内研修についても今年も引き続き重点を置き、研修担当チームを作り職員の自主研修の向上に努めます。

- (2) 納涼祭、地域の運動会、文化祭等の行事を通じて地域との交流を深め、親睦を大切にし、地域に愛され、開かれた施設を目指します。

#### 4 防災対策の強化

利用者の生命と身体の安全を優先に、防災対策に最善を尽くします。不測の事態発生に迅速かつ適正に対応できるように、防火管理者による消防計画をたて、毎月、避難訓練及び夜間訓練、応急訓練を強化していきます。また、災害対応力の強化推進として地元地域と災害時相互援助協定に基づいて内容の充実に努めます。

防災訓練予定表

NO	訓練日	訓練予定	訓練目的
1	4月22日	消火器具使用訓練	消火器
2	5月27日	避難、通報訓練	避難誘導、非常通報等
3	6月20日	夜間訓練	非常通報、避難誘導等
4	7月21日	応急救護訓練	心肺蘇生法
5	8月26日	夜間訓練	非常通報、避難誘導等
6	9月28日	応急救護訓練	三角巾、包帯使用法
7	10月21日	消火、避難、通報訓練	初期消火、避難誘導等
8	11月17日	消火訓練	消火散水栓
9	12月9日	応急救護訓練	異物除去法
10	1月23日	安全防護訓練	防火戸、避難誘導等
11	2月21日	夜間訓練	初期消火、避難誘導等
12	3月27日	総合訓練	消火、誘導、通報等

#### 5 安全衛生活動の推進

職員の健康障害の防止、健康保守増進、労働災害防止などについて、施設内の環境を点検したものを安全委員会で検証し、実施します。また、安全衛生に関する啓発活動を推進します。

#### 6 相談・苦情の対応

当施設のサービス内容に関する相談・苦情等について、引き続きオンブズマンによる苦情相談日を毎月第2木曜日(PM2:00~4:00)に行い、利用者の権利擁護を中心に施設運営へ助言を頂き、生活の質の向上を図ります。

#### 7 情報公開

- (1) 事業計画、事業報告書の情報公開を施設窓口で行うほか、利用者等の了解のもとに個別のサービス記録も関係者に閲覧できるようにします。
- (2) 国が事業者に義務付ける情報公開を1年前倒して実施します。
- (3) 施設ホームページを利用して利用者、ご家族、関係機関への情報提供を行っていきます。

## 生活課

介護・看護・リハビリ・相談共通目標

提供するサービスの基本方針に添って、次の目標を実現します。

- 1 利用者の方々の意思、家族の思いの確認と生活の観察をとおして必要な支援を行い、その変化を評価しながら再援助計画と実践を重ねていきます。
- 2 利用者の方々と職員の健康管理を医師、看護師を中心に行い、健康な生活環境を作ります。
- 3 利用者同士の交流の促進を配慮して、利用者の生活の張りとなるクラブ活動やレクリエーションを積極的に行います。
- 4 2・3 階各階でミーティングを行い、介護職員の意思疎通や利用者の把握状況の統一を図るだけでなく、看護職員、生活相談員、訓練指導員も参加し職種間の意思統一を図ります。

## 介護

### 1 混合処遇の実施

開設当初より利用者の健康状態による分離処遇を実施してきましたが、それらを廃止し、ノーマライゼーションの考えによる、混合処遇を段階的に実施していきます。  
職員と利用者の関わりはもとより、利用者同士の関わりが“助けたり 助けられたり”といったサポートが持てるよう配慮していきます。

### 2 利用者満足度を高めるサービス提供

ADL の自立や離床は最終目標ではなく、生活空間を広げ利用者の目的や目標に近づくことを念頭にサービス提供を行います。具体的には前年度に引き続き、自己決定の尊重や同性介助を配慮した三大介護（食事 入浴 排泄）の充実に加え、利用者の自由の時間の過ごし方（メンタルケア）に意を注ぎサービス提供を行います。その方法の1つとして、ユニットリーダーを今まではフロアで固定していましたが、ユニットで固定し、利用者職員との親密な関係作りを行います。

### 3 生きたケアプランの作成（作成から評価まで）

個別処遇を充実させるために、利用者、ご家族の意見を反映させたケアプランを利用者担当、介護支援専門員を中心に作成、ケースカンファレンスを開催し、計画したケアプランに沿ってサービス提供を行います。

### 4 身体拘束ゼロの継続

今年度においては身体拘束ゼロを委員会や諸会議の場で掘り下げて考え、目に見える拘束以外、例えば声かけによる拘束、身体行動による拘束……等を行っていないかをも検討し、実践していきます。

### 5 余暇活動の充実（ユニット単位での行動）

昨年同様、施設全体で一緒に行う行事は納涼祭、敬老会、新年会とし、それ以外はユニット単位で計画し、より利用者に密着した行事、クラブ活動を行っていきます。

行事

月	行事	実施時期
4月	お花見	開花の頃
5月	端午の節句 菖蒲湯	5月5日 5月3日～5日
6月	ミニ運動会	6月7日
7月	七夕	7月7日

	納涼祭	7月30日
9月	敬老会	9月19日
10月	日帰り旅行	10月～11月
12月	冬至 クリスマス会 もちつき大会	12月19日～21日 12月24日 12月28日
1月	初詣 新年会	1月4日～12日 1月9日
2月	節分	2月3日
3月	ひな祭り	3月3日

### クラブ活動

クラブ名	音楽	加竹	書道	手芸	ハモニカ
活動日	第1・3水曜	第1金曜	毎週水曜	第2・4木曜	第2・4金曜

### ユニット外出

月に1度、ユニット毎の外出（例えば、コンビニへの買物、ファミリーレストランへの会食、喫茶店等）を利用者の希望を募り実施します。

### 看護

利用者の健康管理を通して疾病の予防、早期発見、早期治療及び介護職員の医療的知識の向上に努めます。

#### 1 健康観察

健康状態を把握し、健康維持を図るとともに障害や疾病の悪化を未然に防ぎ、心身ともに安定した生活を送れるように支援します。

#### 2 健康診断

一年を通じ定期的に健康診断を計画、実施しそのデータに基づいて適切な助言をし、健康状態を把握します。

#### 3 協力病院との連携

協力病院との連携を図り、疾病の早期治療による治療を行います。

#### 4 介護職員の医療的知識の向上

一年を通じて計画的に医務的知識の向上が図れるよう内・外部研修を行います。

#### 5 職員健康管理

施設衛生管理者と産業医の連絡を密にし、健康管理の徹底、特に感染症予防の対策については、細心の注意を講じます。

### リハビリ

## 1 個別リハビリテーション

リハビリテーション部門では、利用者の生活に密着した身体機能・構造、活動及び生活環境をはじめとするADLの評価から、また、ケアカンファレンスにより立案されたケアプランから、リハビリテーション計画を立案し、それに基づいた機能訓練を提供していきます。

内容としては、理学療法、マッサージ、精神活動に対するアクティビティを、鍼灸マッサージ師と理学療法士にて行います

## 2 動作介助方法の検討

利用者の身体機能・構造、活動、生活環境に応じた動作介助方法の検討を行い、残存機能を引き出し、自らできる活動を増やすことを目指します。

## 3 スタッフへの動作介助指導

前述した介助方法を、生活の中に取り入れることを可能とするため、介護スタッフへ、動作介助方法、検討した介助方法の根拠等の指導を行います。また、介護の現場で困難とされている方への介助方法をリストアップし、勉強会等の場で、再検討し、最善の方法を見出していきます。

## 4 アクティビティ

各利用者の生活してきた歴史はそれぞれ違います。その人の人生観、価値観、趣味、趣向に応じた活動をアクティビティとして「好きなことを、好きなときに」を基本として提供し、更なる身体機能・構造、活動、参加の向上及び、精神的な安定を目指します。

ジグソーパズル、手芸、木工、散歩、買い物等、いろいろな活動にチャレンジしていきます。

## 5 在宅サービスへの展開

在宅サービス(デイサービス、ショートステイ、在宅介護支援センター)利用者に対して、身体状況に合わせた環境整備(住宅改修・福祉用具)プランの立案を行います。また、ご家族に対して、動作介助方法、機能訓練等、利用者の身体機能にあった方法の指導を行います。

## 相談

### 1 利用者の生活の継続性を意識する

むさしのを利用する以前の趣味や娯楽をできるだけ配慮したアセスメントを実施し、入所以降の生活に潤いが持てるように配慮します。

### 2 契約に基づく相談援助(契約書 重要事項説明書の見直し)

介護保険制度における契約制度の特徴を活かせるように、利用者、ご家族の立場に立った相談援助を行い、サービス提供に役立てます。

### 3 マンパワーの育成

実習生、ボランティアの受け入れを積極的に行い、マンパワーの育成及び職員の資質向上に努めます。

### 4 退所時支援

過去の経験を踏まえ、生存退所(長期入院や在宅復帰)を円滑に支援できるよう必要な情報提供をします。

## 5 要望及び苦情を提案に

利用者懇談会、家族懇談会、法人設置の苦情解決制度や第三者委員（オンブズマン）による相談日の周知をはかり、利用者やご家族の方の苦情や要望を汲み取り、日々のサービス提供に役立てます。

利用者懇談会 ユニットごと及びフロアごとに2ヶ月に1回

家族懇談会 年3回

苦情解決制度の利用 随時

オンブズマンによる相談 毎月第2木曜 午後2時から午後4時

## ショートステイむさしの

この事業は介護者の負担を軽減し、在宅生活が維持できるように特別養護老人ホームむさしのの日課に準じて利用いただきます。

### 1 入退所時間

原則として午前10時00分から午後4時00分

### 2 送迎の利用

指定の範囲においては必要に応じて送迎を行います。

### 3 行事等への参加

利用者の希望と健康状態に応じて、行事、クラブ活動、レクリエーションに参加できます。

機能訓練は、居宅サービス計画等の指示にそってできる範囲で行います。

## 入所判定委員会

運営の透明性や公平性を保つために引き続き委員会構成に地域代表を加えて入所判定委員会を行っていきます。また、入所希望者の管理をイントラネットを活用し効率的に行っていきます。

## 地域課

地域課では訪問・通所系のデイサービスセンターむさしの、ヘルパーステーションむさしの、支援センターむさしの（在宅介護支援センター及び居宅介護支援事業所）と4種類の異なった事業を行っています。これらの事業の共通要素は「要介護高齢者の在宅生活の継続性」といえます。そのため、これらの事業や特養（短期入所）の事業と提供するサービスを相互補完させながら、地域に住み、助言・支援・介護を必要とする高齢者が安心して生活できる地域づくりができるように下記の事業に取り組みます。また、各事業の連携を深め、より利用者に適したサービスを提供するために各事業にスタッフによる会議を設けます。

## デイサービスセンターむさしの

本年度の目標と内容

1 サービス水準を高め、個別に適切で質の高いサービスを提供できるように努めます。

（1）居宅サービス計画書に沿って通所介護計画書を作成、一人ひとりの利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活が送れるようなサービスを提供します。利用者に変化が見られたときは、随時カンファレンスを実施しサービスの評価や見直しを行います。

- (2) 一人ひとりの利用者におけるデイサービスへ通所する目的や意味をしっかりと理解した上で、それぞれの個性と生活習慣を尊重し、できるかぎりサービスに取り入れながら個別のサービスを提供します。デイサービスで過ごすことにより、利用者の方々が生活にハリやリズムを持ち、穏やかな落ち着いた雰囲気の中で利用者同志の交流を深め、共に楽しさや感動や達成感を味わい自信を回復できるような援助を心がけます。
- (3) 認知症に対する理解を深め、その適切な対応について研修し、穏やかで安全な生活を援助できるようにします。
- (4) 職員の資質や接遇マナーの向上、および専門知識や技術を高めるため、職員一人ひとりが日々職務に従事する中で切磋琢磨していきます。また職場内の研修や外部研修への積極的な参加、他施設の見学等の機会を多く設け、視野を広げ新しい発想や活力を育てるようにします。

#### 日常のサービス

健康管理	活動開始前にバイタル測定、心身の状況の確認を行う。利用中に心身の状況変化が起きた場合は看護主任と連携して対応します。また必要時は薬の管理や服用の介助をします。
日常動作訓練	家庭生活における生活が円滑に行えるように食事、移動、排泄などは現在維持されている機能を十分に活用する。また趣味活動を通して個々に適した動作訓練を行います。
食 事	食事は利用者にとっての楽しみの一つと考え、利用者の状態に合わせたおいしい食事を提供し、必要な場合は介助をします。また主な行事では季節感を取り入れた行事食を提供します。
入 浴	身体の清潔を保ち心理的にもリラックスできる時間として大切に考え、利用者の状況に応じた入浴を提供します。また同姓介助を徹底し、入浴中の体調変化に留意します。
排 泄	利用者それぞれの排泄リズムを大切にし、必要に応じて誘導や介助を行いません。プライバシーへの十分な配慮をします。
送 迎	利用者に安心して乗ってもらえるように安全運転を心がけ、楽しい会話や雰囲気作りに配慮します。ワゴン車には必ず職員が添乗する。また送迎時の家族とのコミュニケーションを大事にしています。

- 2 趣味活動・レクリエーションの内容をより個別化・多様化させて提供し、心身の機能の低下防止や維持・向上を図ります。

- (1) できる限り利用者の意思を尊重して、多種多様なレクリエーションや作業プログラムを準備し、希望に合ったプログラムを利用者自身で選択できるようにします。その上で利用者に応じた工夫やアレンジを行いながらさまざまな活動を進めます。
  - ・ 利用者からの希望が多い作業のうち、皮細工・木工・七宝焼き・織物などは用具が既存するため、できる限り早く取り組めるように計画します。刺し子、陶芸については今年度中に取り組みが実現できるように検討していきます。
  - ・ 今年度も米作りや野菜作り、花栽培を行い、外に出て季節を身近に感じて楽しみます。昨年度より良いお米を収穫し、みんなで食べるという利用者の方々との約束を実現させます。野菜は種類を増やし、水やりや草取りの世話、収穫、観察に、できる限り多くの利用者に関わってもらえるように援助します。

- ・ 今年度は軽いスポーツやゲーム・体操、ダンスなど、体を動かす活動的なプログラムを多く提供し、グループ活動も有効に取り入れていきます。
- (2) リラクゼーションの時間を大切に、休養や何もしないことも重要な活動であると考え尊重します。
- (3) 楽しさと同時に安全性を常に考えます。
- (4) 職員それぞれがレクリエーション援助の技能を高めたり、多種多様な作業の指導や援助ができる力を培います。

3 年間を通して行事や誕生会を実施します。

- (1) 毎月、利用者の希望を取り入れ季節的な行事を実施します。

【年間行事計画】

月	行事名	内容・目的
4月	お花見 蓬団子作り	びん沼の公園で桜を觀賞し、春の訪れを楽しみます。 蓬を摘み、みんなで団子を作り季節を感じあいます。
5月	端午の節句	飾りや節句にちなんだおやつ作りをします。
6月	外出	買い物や喫茶店へ行き外出を楽しみます。
7月	七夕	短冊に願いを書き、笹飾りを作ります。
8月	納涼祭	施設納涼祭に参加し、手作り品展示や販売を行います。
9月	祝長寿の会	長寿を祝い、演芸や行事食で楽しみます。
10月	外食ツアー	外出し、外での食事を楽しみます。
11月	焼き芋会	焼き芋や楽しいゲームや運動で季節感を味わいます。
12月	クリスマス もちつき	ツリーを飾り、ケーキを食べて楽しみます。 餅つき見学や餅を食べて年末行事を行ないます。
1月	初詣・新年会	新年を初詣外出と行事食で祝います。
2月	節分	豆まきやゲームで楽しみ、厄を祓います。
3月	ひな祭り 作品展	雛人形を飾り、手作りおやつで節句を祝います。 地区の作品展に協力し参加します。

- (2) 利用者それぞれの誕生会を、誕生日に近い利用日に実施します。誕生カードとケーキで家庭的な雰囲気の中、みんなで温かくお祝いをします。

4 特養利用者とデイサービス利用者との交流を進めます。

- (1) 特養担当者との検討を重ね、現状よりも多くの特養利用者にデイサービスで楽しく活動してもらえようにします。
- (2) 受け入れに当たっては、現在のデイサービス利用者の生活における楽しみや雰囲気を大きく変えないよう配慮します。

5 安全で安心してすごせる環境作りに努めます。

- (1) 利用者の安全を確保しサービスを確実なものにするため、リスクマネジメントに取り組み提供するサービスや業務のマニュアル作りを進めます。
- (2) ヒヤリハットや事故に注意し、起きた場合は再発防止対策を検討し周知徹底しま



- す。
- (3) 施設内の清掃をこまめに実施、感染予防のため手洗いや消毒を習慣化します
  - (4) 防災や緊急時の対応強化のため、研修や訓練に積極的に参加します。
- 6 家族、関係機関との信頼関係を深め、連携・協力を図ります。
- (1) 家族や関係機関と利用者についての情報交換をこまめにし、利用者へのサービスに反映していきます。
  - (2) 年に数回のデイ便りを発行し、デイでの利用者の生活や活動の様子を知らせます。
  - (3) 相談業務をより深め、利用者や家族からの健康あるいは生活上の問題について相談に応じるとともに、要望や苦情には迅速かつ誠意ある対応を心がけます。
- 7 ボランティア活動、体験学習、実習生を積極的に受け入れます。
- (1) 地域より作業、手芸、その他の趣味活動指導のボランティアを募ります。
  - (2) 実習生などを指導することにより、職員の業務に対する意識の高揚を図ります。
- 8 施設行事や地域の催し等を通して地域との協力・交流を図ります。
- (1) 納涼祭での利用者の手作り品の展示販売は今年度も実施、より充実した内容にします。
  - (2) 地区高齢者の方々をデイサービス1日体験に招待し交流を図ります。
  - (3) 地域の催しに協力し作品展に参加します。

## ヘルパーステーションむさしの

### 本年度の目標と内容

- 1 サービスの質や職員の資質をより高めるように図ります。
  - (1) 利用者個々の生活やニーズに応え、利用者や家族とともに探りながら決定した、より効果的なサービスをできる限り効率よく提供します。
  - (2) 居宅計画書に沿って「訪問介護計画」を作成し、利用者の状態変化など必要な場合はサービス内容を見直し、より良いサービスを考えていきます。
  - (3) 身体介護においては、利用者の在宅での生活ができる限り継続できるよう自立支援を念頭におきながら、利用者の心身の機能の維持向上のため専門性(知識・技術)を発揮します。また生活支援としての家事援助においても、単なる家事援助に終わることなく利用者の自立支援につながる社会サービスとしての提供を心がけます。
  - (4) サービスの質の確保や向上また専門性を高めるため、ヘルパー職員の研修に努めます。そして提供責任者は関係機関と連携し、ヘルパー職員がサービス提供に主体的・意欲的にかかわれるようサポートしていきます。
- 2 地域での需要が高まるようにアピールします。
  - (1) これまでに培った利用者との信頼関係を大切にしながら、さらに訪問介護の実績を積み重ねていきます。
  - (2) ホームヘルプ事業への理解及び利用について特に地元地域へ積極的にアピールしていきます。

### 支援センター むさしの(在宅介護支援センター)

現在、富士見市では要介護認定者(約1800名)のうちの約7割の方々が何らかの介護サービスを利用しているといわれます。これらの人たちのケアを考えると、状態が一律に同じではな

く、個々の問題やニーズも多様です。また、人間関係や経済状態などいろいろなものが絡み合っていて、それらの問題を一般化出来ないという複雑さもあります。

平成12年にスタートした「介護保険制度」の目的は、医療に依存していた部分を分離し、利用者の自立を支えることにありました。しかし現実はまだまだ利用者主体のサービスになっているかという点、必ずしもそうっていないのが現状です。

「支援センター むさしの」では、出来る限り現在の生活を継続したいという利用者のニーズと、心身の・費用とも加重的な負担を強いられる在宅介護者の双方を支えるシステムを模索してきました。

当法人全体の基盤も整備されてきた中で、在宅介護支援センターとしても3年目を迎えるにあたり、今年度は2本の柱を中心にしてサービスを展開していきたいと思っています。

一つは、在宅で介護を要する高齢者や介護者のニーズを総合的に受けとめ、富士見市より委託された相談窓口です。地域型在宅介護支援センターとして、高齢者が在宅で生き生きとして過ごせるように、高齢者本人の自主性を尊重して、必要なサービスを受けられるように市と共同して以下の委託事業を行っていききたいと思っています。

- 1 地域の要援護高齢者の心身の状況等の実態を把握するとともに、介護に関する需要の評価を行います。
- 2 各種の保健及び福祉サービスの円滑な適用に資するため、要援護高齢者に関する基礎的事項、支援・サービス計画の内容及び実施状況、サービスの利用の以降並びに今後の課題を記載した台帳を整備します。
- 3 各種の保健及び福祉サービスの利用に関する情報を提供し、並びにその積極的な活用に関する啓発を行います。
- 4 在宅介護に関する相談に対し、電話又は面接により総合的な対応を図るとともに、必要に応じて訪問などにより助言及び指導を行います。
- 5 各種の保健及び福祉サービスの利用の調整又は申請手続きの代行を行うことにより、当該サービス適用の便宜を図ります。
- 6 家族介護者教室、介護者予防教室を開催します。

二つめは「地域における包括的なケアプログラムサービス」を展開したいと思っています。

当センターでは「出来る限り現在の生活を維持したい」という利用者のニーズと、心身・費用とも相当の負担を強いられる在宅介護者の双方を支えるシステムが必要であると考えてきました。

地域住民の多くのニーズが「出来る限り今までの生活を続けたい」ことを認識して、これらを支えられるサービスシステムを構築しなければなりません。さまざまなニーズを持つ対象者に対しては、提供されるサービスもさまざまな種類が必要です。

このような状況の中で、最近試みに行われている「サポートセンター構想」を当センターが中心になり進めていきたいと考えています。

「サポートセンター構想」とはバリアフリーの住環境と介護・看護・食事を提供し、24時間365日連続した安心を提供するという、従来施設が提供しているものと同様のサービスを、出来る限り暮らし慣れた自宅やその近くで提供することを目指していきます。

そのためには、地域社会に対してのアプローチと、在宅生活を支えるフルタイムサービスを構

築していかなければなりません。これは従来の大規模集約型のサービスではなく、小さなフルタイムサービスを地位に点在させ、それぞれのサービスが補完しあい、包括的サービスにより利用者の在宅生活を保障しようとするものです。

サポートセンターには二つの型があります。

ネットワーク型サポートセンター

これは地域に点在しているサービスの不足部分を補償し、サービス間のネットワークにより広範囲にカバーする手法

コンビニ型サポートセンター

近隣にサービスがない地区に用意したもので、小地域完結型のコンビニタイプのサービス。

まず、当センターではネットワーク型のサポートセンターの構築を目指し事業を進めていきたいと思えます。

そのためには、サービスを提供する側の意識を転換させることが大切なので、スタッフにもさまざまなサービスを体験していくことから始めたいと思えます。

そして、それ以上に大切なのは、利用者およびそれらを取り巻く地域社会の意識転換を図る取り組みを行うことだと考えています。

そのためには以下の事業を行っていききたいと思えます。

1. 現在、富士見市の委託により家族介護者教室を年に2回開催していますが、2ヶ月に1回地域を巡回する介護教室を開催していく。地域を巡回する理由は、要介護者を抱えていてなかなか外に出られない人に対する実質的な支援を行うことと、介護に興味のない人たちに対する啓発活動にもなります。それと同時に講演会年に2回ほど開催したいと考えています
2. 小・中・高等学校と連続した交流を持ち続ける。現在は特養に職場体験ということで地域の小・中学校の子供たちが来ています。今後はもう一歩進めて、地域社会に介護が当たり前にあることを、子供の頃から身近に感じてもらうための取り組みを行いたいと思えます。

これらの活動を通して、地域の人たちが介護というものを自分自身のこととして自覚出来るようになっていくことが必要です。もちろん啓蒙活動だけでなく、これらと平行して「使えるサービス」を提供していくことも必要です。

現実のサービスは居宅介護支援事業として行っていききたいと思えます。

#### **支援センター むさしの（居宅介護支援事業所）**

介護保険により提供できるサービスを利用者及び家族のニーズに添って介護支援専門員(ケアマネージャー)がケアプラン(居宅介護サービス計画)を作成します。助言内容は多岐にわたりますが以下の事業等を行います。

- 1 地域の在宅サービス提供者に関する情報の提供
- 2 要介護高齢者のニーズに反映した居宅サービス計画の作成
- 3 地域のサービス提供担当者との連絡調整
- 4 要介護認定などに関する申請

## 栄養課

### 1 基本方針

有効的に新調理システム（真空調理法、クックチル、クックサーブ）を実施するように努めます。

- (1) 利用者の嗜好をできる限り考慮し、個人の嗜好にあった食事を提供します。
- (2) 食嗜好調査や毎日の残菜調査をもとに献立作成を行い、喜んで食べてもらえる食事作りに努めます。
- (3) 欠食や食事量が少ない利用者に対し、できる限り個人対応で補食や別の食事を提供できるように努力します。
- (4) 毎日昼食だけでなく夕食の選択食にも取り組みます。
- (5) 今年度中に配食を開始し、地域の高齢者に食事提供を行っていきます。（ひいては、栄養状態の改善による1次予防をおこなっていきます。）

### 2 調理作業のマニュアル化

新調理システムの作業のマニュアル化により、誰が作っても同じ味で、同じ状態に調理できるようにします。さらに作業効率のアップに努め、より安全でおいしい食事提供ができるよう努力します。

### 3 献立作成

季節感のある献立、利用者の嗜好を反映させた献立作成に取り組みます。

### 4 内部研修

栄養課職員及び介護職員は定期的に特別食や衛生管理等、職員のスキルアップにつながる研修を行います。

### 5 行事食

- (1) 行事食は施設年間行事に準じて献立作成を行います。季節感ある食材を使用し盛り付けや味付けにも利用者の満足が得られるように努めます。
- (2) 各ユニットで行う行事に対しては、ユニットの行事起案にもとづいた行事食の提供を行います。
- (3) 月1～2回はバイキング食を行い、利用者への食事への楽しみを提供していきます。